

5医看第311号  
令和6年(2024年)2月14日

松本市保健所長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、御承知おきください。

なお、臨床研修病院、長野県医師会には別途通知済みですので申し添えます。

記

1 通知(別添)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

2 施行日

令和6年2月8日

(問合せ先)

担当 医師・看護人材確保対策課 医師係 倉沢

電話 026-235-7144(直通)

FAX 026-235-7377

E-mail doctor@pref.nagano.lg.jp